

第 4 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の概要

1 計画策定の目的

本計画は、ニホンザルとアカゲザルとの交雑を回避し、房総丘陵のニホンザル地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図り、生物多様性を確保するとともに、農林業被害の軽減を図ることにより、人と野生鳥獣との軋轢の減少を目的とする。

2 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

3 管理が行われるべき区域

群れの生息する次の地域

市原市、勝浦市、大多喜町、御宿町、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、君津市、富津市

群れの生息域にとどまらず千葉県内においてハナレザルの出没する地域

4 管理の目標

(1) 地域個体群の保全

広域モニタリングの実施や捕獲個体の遺伝子分析により、交雑状況を把握するとともに、交雑と判定された個体の除去を行うことにより交雑を回避し、地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図り、併せて生物多様性を確保する。

(2) 被害の軽減

長期的には、農地に依存しない地域個体群の維持を図ることとする。このために群れの加害レベルや群れサイズに応じた管理の方針を定め、これに基づき被害対策を実施していく。

さらに、追い払いなどの地域の実施体制づくりを進めるため、モデル地域において実証試験を行い、その成果の普及に努めていく。

5 第 3 次計画における課題

(1) 群れの行動域や加害レベル等の群れの把握を行うため、早期に群れの一斉調査を実施する必要がある。

(2) ニホンザルの特性を理解した上で、群れの加害レベルや群れサイズに応じた計画的な捕獲や防除対策が必要である。

(3) 捕獲後のモニタリングを実施し、捕獲の効果を評価することが必要である。

6 目標を達成するための施策の基本的考え方

(1) 基本的な考え方

ニホンザルは群れをなし、一定の行動域をもつ動物であることからゾーニングのみでは対応が難しいこともあり、守るべき「保全群」、部分的な調整を図り管理を実施していく「調整群」、

群れとして排除の必要がある「排除群」といった群れごとの評価を行い、その結果に応じた管理を実施していく。

なお、現時点では、群れ把握が十分に行われていないため、本計画実施期間においても、第3次計画で設置していた「コアエリア（サルの生息に適した植生を有する地域）」は存続する。

また、アカゲザル及びその交雑個体の防除については、モニタリング等を実施し、結果の取扱については、ニホンザル小委員会等で協議し、必要な体制を整備していく。

（2）コアエリア内の考え方

基本的には、コアエリア内をニホンザルの保護地域として個体数調整は行わず、コアエリアを行動域にもつ群れについては、コアエリア以外でも個体数調整を極力控えるものとするが、加害程度の高い群れが確認された場合には、加害レベルや群れサイズ等を総合的に判断し、専門家の意見を聴取した上で、その被害対策を検討していく。

7 目標を達成するための主な方策

（1）捕獲に関する事項

① 群れ管理の方法（課題の（1）、（2）に対応）

ニホンザルの管理には群れの把握が重要であるため、農家アンケートや出没カレンダー等を活用した群れ把握のための一斉調査を実施した上で、加害群を中心にその行動域や加害レベルを判定し、管理の対象となる群れの評価及び対策の順位付け等を行った上で管理する。

② 個体数調整（捕獲）（課題の（2）、（3）に対応）

個体数調整においては、群れの加害レベル等に応じて適正な個体数管理手法を選択するものとし、また、捕獲を実行した後は、個体数や加害レベルなどをモニタリングし、被害軽減効果等について検証を行い、効果的な個体数管理を行うこととする。

（2）被害防除対策に関する事項

加害群を中心に、行動域や被害の状況を把握し、これに基づき地域の実情に応じて対応していく。県・市町村・関係機関で地域間の連携を取りつつ対策を検討し、激害地や生息地域の拡大の可能性がある地域などにおいて重点的に取組ものとする。具体的な被害対策としては、①防護柵の設置、②追い払い・追い上げ、③有害獣対策指導員等の設置や地域の指導を担う市町村・農協職員等への研修の実施、④バッファゾーンの整備などを被害レベル、地域の状況に応じて実施していく。

（3）生息環境の管理に関する事項

① 生息環境の保護

② 生息環境の保全及び管理

ア) 集落及び農地周辺の管理の方針

イ) 森林の保全や整備に関する方針

(4) 交雑対策に関する事項

交雑状況を把握するため、目視やDNA分析等の手法を用いてモニタリング調査を実施し、その結果については、千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会等で十分に検討し、対応方針や対策方法を決定していく。

個体ごとのDNA分析においては、第3次計画期間中において検討した交雑判定手法や判定基準を参考に実施するほか、市町村が実施する捕獲事業で撮影された個体の写真を用いた、形態判別も用いて地域毎の交雑度合いの把握に努める。

(5) モニタリング等の調査研究

これまで、群れ把握が十分に行われておらず、モニタリング等も十分に行われてこなかったが、県及び市町村は状況の変化に応じて適切な計画に見直すために、また、群れ管理の観点からも群れの生息状況や被害状況等について可能な限りモニタリングを実施し、その結果を管理計画にフィードバックする。

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 実施体制の整備

実施に当たっては県関係機関、調査研究機関、市町村、農林業者、地域住民、森林管理者、狩猟者団体等が連携して実施する。

(2) 普及啓発

地元住民に対して、生息・被害状況等の情報提供や、ニホンザルの特性に対しての理解を深めるための講習会等を実施する。

(3) 計画の実施体制

ニホンザルの管理に係る各方面の関係者により構成される、ニホンザル小委員会やニホンザル協議会において、管理計画や実施計画に基づき実施された施策の効果を評価・検証していく。